

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】令和7年6月9日(2025.6.9)

【公開番号】特開2025-74319(P2025-74319A)
 【公開日】令和7年5月13日(2025.5.13)
 【年通号数】公開公報(特許)2025-085
 【出願番号】特願2025-34657(P2025-34657)
 【国際特許分類】

F 1 6 K 27/10(2006.01)

F 1 6 K 27/00(2006.01)

10

【F I】

F 1 6 K 27/10

F 1 6 K 27/00 C

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月30日(2025.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フロー基板であって、

前記フロー基板は、第1の材料の固体ブロックから形成された基板本体を備え、前記基板本体は、当該基板本体の第1の面に開口部を画定し、

前記フロー基板は、基板本体リップを備え、前記基板本体リップは、当該基板本体の前記第1の面の前記開口部の周囲において当該基板本体の前記第1の面から延びており、

前記フロー基板は、前記開口部に配置されたチューブスタブを備え、前記基板本体リップは、当該基板本体リップがプレス機によってスエージ加工されることにより前記基板本体と結合されるように構成される、フロー基板。

30

【請求項2】

前記基板本体リップは、前記基板本体の前記第1の面と面一である、請求項1に記載のフロー基板。

【請求項3】

前記基板本体リップは、前記基板本体の前記第1の面と面一ではない、請求項1に記載のフロー基板。

【請求項4】

前記基板本体の前記第1の面に画定される溝をさらに備える、請求項1に記載のフロー基板。

40

【請求項5】

前記溝は前記基板本体リップの横面と前記基板本体の前記第1の面の対向面とによって画定される、請求項4に記載のフロー基板。

【請求項6】

前記プレス機は前記チューブスタブに近接しかつ前記チューブスタブの周囲に位置しており、前記プレス機は前記基板本体リップをスエージ加工するように構成される、請求項1に記載のフロー基板。

【請求項7】

前記プレス機は押圧突起を含む、請求項6に記載のフロー基板。

50

【請求項 8】

前記プレス機の前記押圧突起は、前記基板本体リップに接触し、かつ前記基板本体には接触しないように構成される、請求項 7 に記載のフロー基板。

【請求項 9】

前記チューブスタブは、内部を通して延びるルーメンを画定し、前記ルーメンは、前記基板本体の前記開口部と液体流通している、請求項 1 に記載のフロー基板。

【請求項 10】

前記基板本体及び前記チューブスタブは、当該チューブスタブの壁が前記基板本体リップのステージ加工時に変形しないように構成される、請求項 1 に記載のフロー基板。

10

20

30

40

50